

長期特定入院料について（お知らせ）

健康保険法の規定に基づき、入院期間が180日を超えて入院している患者さん（※難病等で入院されている方等は除く）で180日以降、引続き入院なされる場合は、長期特定入院料として次の料金をご負担いただくこととなります。

長期特定入院料（1日につき）

3,190 円（税込み）

※次の難病等で入院される方を除く

- ①難病患者等入院加算を算定している
- ②重症者等療養環境特別加算を算定している
- ③重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、筋ジストロフィー患者
- ④悪性新生物に対する腫瘍用薬（重篤な副作用を有するものに限る）を投与している状態
- ⑤悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態
- ⑥ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態
- ⑦人工呼吸器を使用している状態
- ⑧人工腎臓又は血漿交換療法を実施している状態
- ⑨全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾患に係る治療を継続している状態
（当該手術を実施した日から起算して30日までの間に限る）
- ⑩末期の悪性新生物に対する治療を実施している状態
- ⑪呼吸管理を実施している状態
- ⑫常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- ⑬肺炎等に対する治療を実施している状態
- ⑭集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者
- ⑮15歳未満の患者
- ⑯小児慢性特定疾患治療（児童福祉法第21条の9の2）に係る医療の給付を受けている患者
- ⑰育成医療（児童福祉法第20条）の給付を受けている患者

岩手県立磐井病院長